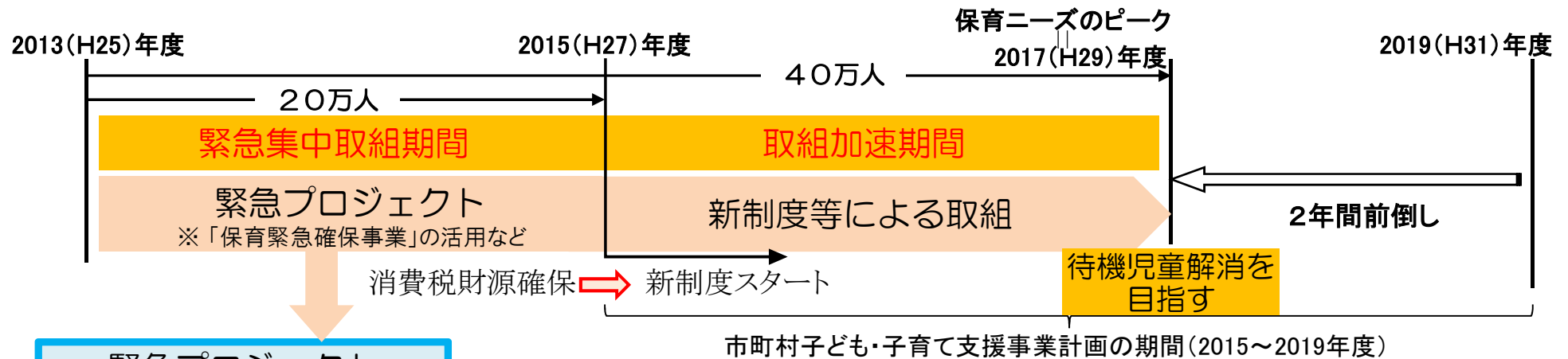


# 待機児童解消加速化プラン

平成25年度補正予算・平成26年度予算ベース版

- ◆待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
- ◆足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。

- ▶ 「**緊急集中取組期間**」(平成25・26年度)で**約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援**を用意。  
※地方自治体が更にペースアップする場合にも対応。
- ▶ 「**取組加速期間**」(平成27～29年度)で更に整備を進め、**上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保**。
- ▶ 保育ニーズのピークを迎える**平成29年度末までに待機児童解消を目指す**。



緊急プロジェクト

## 支援パッケージ ～5本の柱～

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）
- ② 保育を支える保育士の確保（「ヒト」）
- ③ 小規模保育事業など新制度の先取り
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

取組自治体

※保育緊急確保事業その他の消費税財源を用いた施策として行うほか、所要の財源を検討。

# 緊急プロジェクト（平成25・26年度）

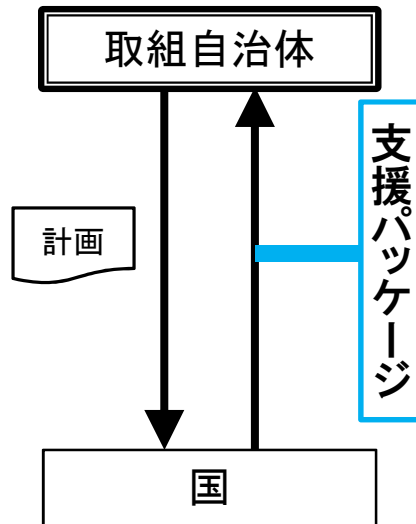
## コンセプト

- 意欲のある地方自治体を強かに支援（市町村の手上げ方式）
- 今後2年間でできる限りの保育の量拡大と待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

## 支援パッケージ～5本の柱～

< 計画の策定 >

- ・待機児童の減少目標人数
- ・保育の整備目標量



・パッケージによる万全の支援

### ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）

- 施設整備費の積み増し。中でも都市部に適した賃貸方式を活用し、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
- 用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
- 民有地のマッチング事業を導入（地主と整備事業者の結び付けによる整備促進）。

### ② 保育を支える保育士の確保（「ヒト」）

- 潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための処遇改善。
- 認可外保育施設等で働く無資格者の保育士資格取得支援。

### ③ 小規模保育事業など新制度の先取り

- 小規模保育（運営費、改修費、賃借料等を支援）、幼稚園での長時間預かり保育など、新制度を先取りして実施（即効性のある受け皿確保）。
- 利用者支援の先取り実施（子育て家庭等と適切な施設・事業の結び付け）。

### ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援

- 認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、賃借料、移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行できるようにする。

### ⑤ 事業所内保育施設への支援

- 助成要件を「自社労働者の子どもが1人以上いること」に緩和する。

# 待機児童解消加速化プランの支援パッケージについて

○「緊急集中取組期間」(平成25・26年度)で約20万人分の保育の受け皿を確保するため、平成25年度補正予算及び平成26年度予算で以下の事業の経費を確保。(この他、保育所運営費(約7万人増)も確保)

## ～5本の柱～

### 1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】

\*の事業は、プランに参加する場合、補助率嵩上げを暫定的に実施

**改** 補助率嵩上げについて財政力要件を暫定的に撤廃

- \* ○保育所緊急整備事業
- \* ○賃貸物件を活用した保育所整備事業
- \* ○小規模保育設置促進事業
  - 幼稚園預かり保育改修事業
- \* ○家庭的保育改修事業
  - 認定こども園整備費
  - 民有地マッチング事業

### 2. 保育を支える保育士の確保【ヒト】

[保育士確保施策]

- 保育士養成施設新規卒業者の確保、保育士の就業継続支援
- 「保育士・保育所支援センター」の設置・運営
- 再就職前研修の実施
- 職員用宿舎借り上げ支援

#### **新** ○保育体制の強化

保育に係る周辺業務に多様な人材を活用し、保育士の業務負担軽減を図る

[保育士の資格取得と継続雇用の支援]

- 認可外保育施設保育従事者の保育士資格取得支援
- 修学資金貸付

#### **新** ○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援

幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得を支援し、通常の保育士養成よりも短い期間で保育士を確保し、取得後の就業継続を図る

#### **新** ○保育所等従事者の保育士資格取得支援

保育所等従事者の資格取得を支援し、資格取得後における就業継続や安定的な保育士確保・人材育成を図る

#### **新** [保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得]

新制度において保育教諭となることが見込まれる者の資格取得を支援し、新たな幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図る

[保育士の処遇改善]

- 保育士の処遇改善

### 3. 小規模保育事業など新制度の先取り

[運営費支援]

- 小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下の施設)への運営費支援
- グループ型小規模保育事業(複数の保育ママが同一の場で実施)への運営費支援
- 幼稚園で行う長時間預かり保育への運営費支援
- 認定こども園事業
- 家庭的保育事業

[利用者支援]

- 利用者支援事業

### 4. 認可を目指す認可外保育施設への支援

[整備費支援]

- \* ○改修費、賃借料等

[運営費支援]

- 一定程度の基準を満たした施設への運営費支援

[移行費支援]

- 認可化移行可能性調査費
- 移転費用、仮設費用等
- 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援【再掲】

### 5. 事業所内保育施設への支援

- 助成要件を緩和

(注) **新**の事業は、平成26年度予算で創設を予定している事業。

**改**の事業は、平成25年度補正予算で充実を予定している事業。

保育の量的拡大と質の確保

## 平成26年度予算において予定している保育士確保対策(新規事業)

保育士の業務負担軽減を図る事業や、新制度の円滑な実施に向けた資格取得支援等を新たに実施し、保育士確保対策の強化を図る。

### (1) 保育士確保施策 [36億円 (補助率: 国1/2)]

#### ○ 保育体制の強化(保育緊急確保事業において実施)

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用することで、保育士の負担軽減を図り、保育士の就業継続・離職防止や質の高い保育を提供することにつなげる。

### (2) 保育士の資格取得と継続雇用の支援 [443億円の内数(補助率: 国1/2)]

#### ① 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得に対する支援(安心こども基金において実施)

幼稚園教諭免許状を有する者を対象に、保育士資格取得に要する費用(保育士養成施設の受講料の1/2)を助成。

#### ② 保育所等従事者の保育士資格取得に対する支援(安心こども基金において実施)

保育士資格を有していない保育所等の従事者を対象に、保育士資格取得に要する費用(保育士養成施設の受講料の1/2)を助成する。

### (3) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得支援 [443億円の内数(補助率: 国1/2)]

#### ○ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得支援(安心こども基金において実施)

新制度の円滑な実施に向け、保育教諭となることが見込まれる者の保育士資格取得に要する費用(保育士養成施設の受講料の1/2、代替職員経費)を助成する。

(※) 保育士資格を有する者に対する幼稚園教諭免許状の取得支援は、文部科学省において同様に実施。

# 待機児童解消関連予算

(注)金額は国費ベース

○ 26当初予算分(内閣府計上の保育緊急確保事業分も含む):6,929億円(下線部分の合計)

○ 加速化プラン事業について、平成26年度においては、以下の考え方で予算を確保。

- ・ 子ども・子育て支援新制度の施行後は施設型給付・地域型保育給付等に移行することとなる事業と、保育所運営費のうち量拡大分については、消費税増収分により確保。[太線内]
- ・ 整備費や保育士確保対策など保育の基盤整備を行う事業は、一般財源により確保。(安心こども基金等)

消費税増収分  
により確保

**安心こども基金【25補正:169億円、26当初:1,301億円】**  
 <平成25年度末基金残高見込み:632億円>

◆**保育所等の整備(賃貸方式や国有地も活用) [ハコ]** [所要額:約1,800億円]  
 <保育所等整備費(約13万人分)>  
 (※)プランに参加する場合は、財政力のある団体も含め補助率嵩上げ  
 保育所(※)、小規模保育(※)、幼稚園長時間預かり保育(※)、  
 家庭的保育(※)、認可外保育施設認可化(※)、  
 認定こども園

◆**保育を支える保育士確保 [ヒト]** [所要額:約130億円]  
 <保育士確保>養成施設卒業者確保、保育士・保育所支援センター  
 <資格取得と継続雇用への支援>  
 認可外保育施設従事者の資格取得支援、修学資金貸付

◆**保育所運営費【26当初:4,581億円】**

<従来分(25年度までの措置分)>

◆**この他、事業所内保育施設への支援を実施【労働保険特別会計(52億円)】**  
**児童育成事業費補助金(延長保育等)【年金特別会計(314億円)】**

**保育緊急確保事業(内閣府)**  
**【26当初:1,043億円(うち、プラン分:681億円)】**

◆**小規模保育など新制度の先取り等 [運営費等]** 【370億円】  
 <運営費支援(約6万人分)等>  
 小規模保育、グループ型小規模保育、幼稚園長時間預かり保育、  
 認可外保育施設認可化、認定こども園  
 <利用者支援>  
 利用者支援事業

【311億円】  
 <保育士処遇改善>  
 保育士等処遇改善臨時特例事業  
 保育体制の強化

<26量拡大分(約7万人増)> 【304億円】

(参考1)平成24年度予備費において保育所等の整備費、平成25年度予算において保育所運営費でそれぞれ、7万人増分の経費を計上

(参考2)認定こども園の幼稚園・幼稚園機能部分の整備費等については、別途、文科省にて安心こども基金に積み増し。(H25補正:39億円、H26当初:183億円)

# 待機児童解消加速化プラン事業の具体的内容（補助メニュー）

## 1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】

（注）以下、補助基準額は調整中のものである。

○賃貸物件の活用等も含め、スピード感をもって都市部の整備を進める。

### （1）施設整備等補助関係

〔補助概要〕 認可保育所の施設整備費や、賃貸物件等を活用した施設の設置に必要な改修費・賃借料等の補助を行う。

※加速化プランに参加するすべての自治体に対し、国庫補助率の暫定的な嵩上げを実施（補助率：国2／3）

※資材費及び労務費の動向を踏まえた補助基準額の改定（消費税増税分とあわせて9.5%増）

事業名	内容	備考
保育所緊急整備事業	認可保育所の施設整備費	補助基準額：地域、定員区分に応じて設定 土地借料補助加算を拡充：加算額300万円→2,000万円
賃貸物件を活用した保育所整備事業	賃貸物件を活用した保育所等の設置支援	補助基準額：（保育所本園の場合）改修費2,700万円、賃借料4,100万円
小規模保育設置促進事業	小規模保育実施施設の設置支援 3(1)参照	補助基準額：A、B型 改修費等2,200万円、賃借料4,100万円 C型 改修費等2,200万円、賃借料1保育者当たり99万円、
幼稚園預かり保育改修事業	幼稚園で行う長時間預かり保育のための改修等への支援 3(2)参照	補助基準額：2,200万円
家庭的保育改修事業	家庭的保育（グループ型含む）への支援	補助基準額：（1保育者当たり）改修費等240万円、賃借料月額8.2万円
認可化移行支援事業（改修費等）	設備運営基準を満たすための改修等支援	補助基準額：3,200万円

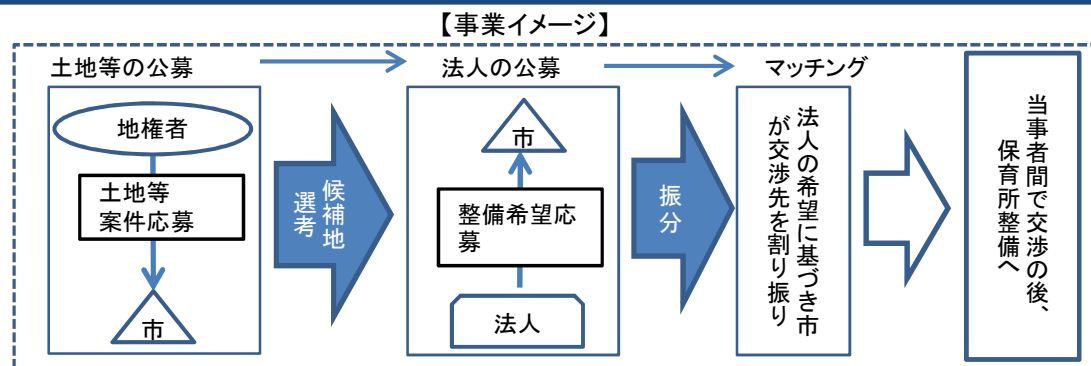
### （2）民有地マッチング事業

〔補助概要〕 土地等所有者と保育所整備法人等のマッチング（物件及び事業者の公募、選考、振り分け）を行う事業）

〔補助内容〕 マッチングに必要な経費（賃金職員雇上費、広報費用、旅費、通信設備導入費等）

〔実施主体〕 都道府県、市町村（委託も可）

〔補助額〕 500万円      〔補助率〕 国1／2



## 2. 保育の量拡大を支える保育士確保【ヒト】

○潜在保育士の復帰、保育士の処遇改善、認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得支援等を進める。

### (1) 保育士確保施策 (補助率: 国1/2)

#### ① 保育士養成施設新規卒業者の確保

・保育士の仕事の大切さや魅力を伝えるための取り組みや、養成施設の就職あっせん機能を向上させるための研修費用の助成

#### ② 保育士の就業継続支援

・新人保育士を対象とした、就職前の期待と現実とのギャップ(リアリティショック)への対応方法、保護者対応等のストレスの高い業務についての研修費用の助成  
・保育所の管理者(所長等)に対し、離職防止につながる人事管理や職場環境改善等の研修費用助成

#### ③ 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置

・潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」への助成  
〔保育士・保育所支援センターの業務〕 潜在保育士の相談・就職あっせん、潜在保育士の活用方法に関する保育所への助言、保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応(職業体験など) 等  
・保育士養成施設から卒業生に対し、再就職支援機関や再就職支援研修を周知する費用の助成

#### ④ 潜在保育士の再就職を支援するため、現場復帰に必要となる講座や施設実習を行う

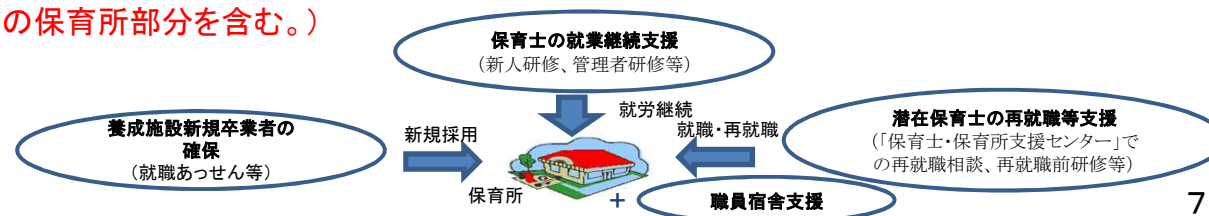
・保育所等の経営者や管理者を対象とした研修、再就職を希望する者への再就職前の保育実技研修等を明記

#### ⑤ 職員用宿舍借り上げ支援

・宿舍借り上げのための賃借料を補助  
〔補助対象〕 保育所等(認可保育所、認定こども園、加速化プラン対象認可外保育施設。公立は除く。)に新規に採用された者又は保育所等に採用されてから5年以内の者  
〔実施主体〕 市町村又は保育所等の設置者 〔補助基準額〕 1戸当たり月額8.2万円

#### ⑥ 保育体制強化事業【新規】

・地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用することで、保育士の負担軽減を図り、保育士の就業継続・離職防止や質の高い保育を提供することにつなげる。  
〔補助対象〕 私立保育所(私立認定こども園の保育所部分を含む。)  
〔補助基準額〕 1か所当たり月額9万円



## (2) 保育士の資格取得と継続雇用の支援

### ① 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援

- ・認可外保育施設を対象に、保育従事者の保育士資格取得に要する費用(通信制保育士養成施設の受講料の1/2)、受講に伴う代替要員費を助成する。 ※小規模保育事業の実施者も対象

※受講料支援に当たっては、資格取得後に保育士として1年勤務することを要件とする

[補助基準額] 養成施設受講料: 認可外保育施設の従事者1人当たり30万円を上限

代替職員経費: 1日当たり5,920円

[補助率] 国3/4

### ② 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得に対する支援 【新規】

- ・幼稚園教諭免許状を有する者を対象に、保育士資格取得特例を活用して保育士資格を取得する際に要する費用(保育士養成施設の受講料の1/2)を助成。

※受講料支援に当たっては、資格取得後に保育士として1年勤務することを要件とする

[補助基準額] 幼稚園教諭免許状を有する者1人当たり10万円を上限 [補助率] 国1/2

### ③ 保育所等従事者の保育士資格取得に対する支援 【新規】

- ・保育士資格を有していない保育所等の従事者を対象に、保育士資格取得に要する費用(保育士養成施設の受講料の1/2)を助成。

※受講料支援に当たっては、資格取得後に保育士として1年勤務することを要件とする

[補助基準額] 保育所等(保育所、認定こども園、乳児院、児童養護施設)従事者1人当たり30万円を上限

[補助率] 国1/2

### ④ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得支援 【新規】

- ・新制度の円滑な実施に向け、保育教諭等となることが見込まれる者の保育士資格取得に要する費用(保育士養成施設の受講料の1/2、代替職員経費)を助成する。

※受講料支援に当たっては、資格取得後に保育教諭等として1年勤務することを要件とする

[補助基準額] 養成施設受講料: 新制度において保育教諭となることが見込まれる者1人当たり10万円を上限

代替職員経費: 1日当たり5,920円(保育士が幼稚園教諭免許状を取得する際の保育士代替部分)

[補助率] 国1/2

(注) 保育士資格を有する者に対する幼稚園教諭免許状の取得支援は、文部科学省において同様に実施。

### ⑤ 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

- ・保育士養成施設の入学者を対象に、保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行う。(卒業後に保育所等で5年間業務に従事した場合は返済を免除)

※生活保護世帯の児童が貸付を受ける場合は、生活費として上乘せ ※介護福祉士等修学資金貸付と同様に、都道府県から団体に貸付資金の補助

[補助基準額] 1人につき160万円(月5万円。入学時・卒業時に準備金として20万円ずつ支援)

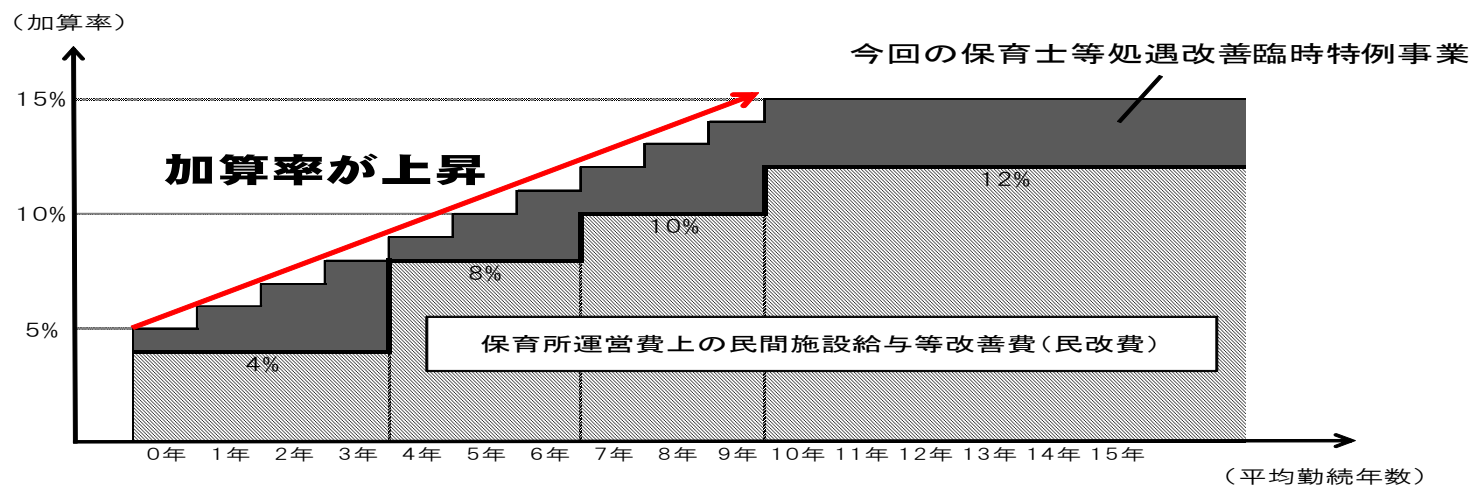
[補助率] 国3/4



### (3) 保育士の処遇改善

- ・保育士の処遇改善のため、保育所運営費の民間施設給与等改善費(民改費)を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に交付する。交付対象は、私立保育所(私立認定こども園の保育所部分を含む)の保育士等とし、上乗せ相当額を保育所に交付。
  - ※民間施設給与等改善費は、保育士等の平均勤続年数に応じた加算率により私立保育所に対する保育所運営費を上乗せする仕組み。
  - ※保育所に対し、①処遇改善計画の策定、②実績報告を求める。

・補助率:国3/4 (新制度への円滑な移行に向けて暫定的に設定)



### 3. 小規模保育事業など新制度の先取り

○新制度の施行を見据えて、保育の量拡大に繋がる新制度の先取りとなる事業を実施。

#### (1) 小規模保育運営支援事業

[補助概要] ・待機児童の大部分を占めている3歳未満児について、重点的に受け入れを増加させる。

##### ①小規模保育運営支援事業

現行、補助対象とならない利用定員6人以上19人以下の認可外保育施設について、新制度では地域型保育給付の対象となることから、待機児童の解消に向け、新制度の施行を待たずに、一定の基準を満たす施設に対して、運営費の補助を行う。

[補助要件] 以下の基準等を満たす場合に運営費を補助。

	A型	B型	C型
利用定員	6人以上19人以下	6人以上19人以下	6人以上15人以下
保育従事者の配置	保育士 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 } +1人	保育士+保育従事者 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 } +1人 ※上記のうち保育士は1/2以上	家庭的保育者 0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
保育室等	0・1歳児 1人につき 3.3㎡	2歳児 1人につき 1.98㎡	0~2歳児 1人につき3.3㎡
連携施設	食事の提供、嘱託医による健康診断、屋外遊戯場の利用、合同保育等に関する支援を行う連携施設を設定		

[補助基準額・補助率] (注)地域の状況等にかんがみ、やむを得ない事情がある場合、利用定員の範囲内で満3歳以上児も対象とすることができる。

1人当たり月額単価	A型	B型	C型	補助率
4歳以上(注)	25,300円			国1/2
3歳児(注)	30,800円			
1・2歳児	88,900円	76,000円	85,600円	
0歳児	157,100円	130,400円		
連携施設1か所当たり	24,600円(月額)			

※この他、保育士資格を有しない従事者への資格取得支援(2(2)①)や家庭的保育者研修(安心こども基金)についても支援。

②グループ型小規模保育事業 実施要件を満たすものに対して引き続き補助を行う。

## (2)長時間預かり保育支援事業

[補助概要] ・幼稚園の人材・施設を活用し、預かり保育の拡充により待機児童の解消を図る。

[補助内容] ・幼稚園の預かり保育は、共働き家庭の子どもについても一定程度受け入れていることから、保育所と同様に11時間開所を行う私立幼稚園の預かり保育に対し、運営費の補助を行う。

[補助要件] ・事業開始後5年以内に幼保連携型又は幼稚園型認定こども園への移行に向けて事業を実施  
・職員配置は設備運営基準に準じて配置(3歳未満児については保育士、3歳以上児については幼稚園教諭又は保育士)、施設設備は事業開始後5年以内に幼保連携型又は幼稚園型認定こども園に必要な基準を満たすこと。  
・土曜日、幼稚園の長期休業日も原則として実施。

[児童1人当たり月額] 0歳児:107千円、1・2歳児:57千円、3歳児:11千円、4歳以上児:9千円 ※私学助成(一般補助)による支援とは別に補助

[補助率] 国1/2

## (3)利用者支援

[補助概要] ・子育て家庭等が身近な場所で、子育て支援の給付・事業の中から適切に選択ができるように、地域の子育て支援の給付・事業の情報を集約、分かりやすく提供し、実際の利用に繋げていく。

[補助内容] ・利用者支援を実施する専任職員の配置に要する費用を支援。

### ①基本型

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、それに応えるため、幅広く地域にある施設・事業の総合的な利用者支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり等を実施する。

### ②特定型

保育所などの特定施設・事業に関する子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、それに応える保育所等の特定の施設・事業の利用者支援を実施する。

[補助基準額] ①基本型:1か所当たり673万円 ②特定型:1か所当たり264万円

[補助率] 国1/3

## 4. 認可を目指す認可外保育施設への支援

- 新制度上の給付対象となる認可保育所又は認定こども園への移行を目指す認可外保育施設に対して、以下の支援を実施。

[補助要件]

- ・認可保育所又は認定こども園への移行を希望する施設であること。
- ・ハード面は認可基準を満たす見込みがあり(整備費支援(4(1))等により満たす場合を含む)、ソフト面は認可基準上の必要人員数を満たすこと。(有資格者(保育士又は看護師)比率は1/3以上であること。)(事業開始後5年以内)
- ・認可化移行可能性調査(←4(3)①により支援)を実施する等により、施設設備面での課題解決や保育士資格を有していない者に指定保育士養成施設における受講によって保育士資格を取得させること(←2(2)①により支援)による保育士人材確保を図ること等を踏まえた認可化移行計画を策定し移行を図ること。

### (1) 整備費支援 **【再掲】**

- ・認可基準を満たすために必要な、改修費・賃借料等の補助を行う。(間仕切り、スロープ、水回りの改修費、賃借料等)

[補助基準額] 3,200万円 [補助率] 国2/3

### (2) 運営費支援

- ・補助要件を満たした認可外保育施設に対して運営費を補助。(有資格者比率は1/3以上で可) ※新設又は定員増を行う場合以外も対象。

児童1人当たり月額	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児	補助率
有資格者比率1/3以上の場合	72千円	39千円	15千円	12千円	国1/2
有資格者比率6割以上の場合	89千円	48千円	18千円	15千円	
設備運営基準を満たす場合	107千円	57千円	22千円	18千円	

- ・開設準備費加算(新設又は定員増を行う場合の増加した定員分) 定員1人当たり 7,500円

### (3) 移行費支援

#### ① 認可化移行可能性調査費

- ・認可保育所等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書を作成するための費用を助成
- ・計画書の作成後、認可保育所等に移行するまでの助言・指導するための費用を助成

[実施主体] 都道府県、市町村(委託も可)

[補助基準額] 調査費:1施設当たり(都道府県の場合)51万円、(市町村の場合)40万円、助言指導費:1施設当たり46万円

[補助率] 国1/2

#### ② 移転等支援事業

- ・移転に必要な経費への支援 [補助基準額] 120万円 [補助率] 国1/2
- ・仮設置支援(仮設置が必要な場合) [補助基準額] 380万円 [補助率] 国1/2

## 5. 事業所内保育施設への支援

○事業所内保育施設は待機児童の減少にも貢献していることから、その充実を図るため、助成金の要件を緩和する。

### (1) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の要件緩和

#### ※ 労働保険特別会計で実施

[緩和の概要]・事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の「自社労働者の子が半数以上いること」とする現行の助成要件を緩和する。

[緩和の内容]・事業所内保育施設設置・運営等支援助成金について、事業主等からの強い要望を踏まえ、  
「自社労働者の子どもが1人以上いること、かつ、雇用保険被保険者の子が半数以上いること」に緩和することにより、  
地域の待機児童受け入れに活用することを容易にする。